

支援実施状況に係る届出書

(届出の対象期間：2021年 第1四半期)

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項第2号の規定により、1号特定技能外国人支援計画に基づき、下記のとおり、届出対象期間内に支援を実施しましたので届け出ます。

記

1 特定技能所属機関

法人番号(13桁)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
(ふりがな) 氏名 又は 名称	かぶしきがいしゃ にゅうかん 株式会社 入管												
住 所	〒108-8255 東京都港区港南5丁目5番30号 ★2 ※ (電話 03-5796-7125)												

2 支援対象1号特定技能外国人

当該四半期に受け入れていた1号特定技能外国人は、別紙のとおりです。★3

→参考様式第3-7号別紙に、当該四半期に1日でも受け入れた実績のある特定技能外国人を記載してください。

3 1号特定技能外国人の支援

1号特定技能外国人支援計画書に記載された10項目の義務的支援(その他任意的支援について記載がある場合は、これを含む。)について、別紙に記載した特定技能外国人に係る実施状況を下記のとおり報告します。★4

1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施予定となっている支援について、全て実施した。

1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施予定となっている支援について、実施していない支援がある。

→いずれか一方を選択してください。

→届出の対象機関より前に実施した支援(例：来日の際の空港までの出迎え)や当該四半期において実施する予定がない支援(例：帰国の際の空港までの送迎)については、報告の対象ではありません。

→「相談・苦情への対応」支援について、対象期間内に相談や苦情が寄せられなかった場合は、「全て実施した」としてください。

→「非自発的離職時の転職支援」について、対象期間内に非自発的離職が発生しなかった場合は、「全て実施した」としてください。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

特定技能所属機関の氏名又は名称 株式会社 入管 ★5

作成責任者の氏名 入管 太郎 ★6

電話番号 03-5796-7125 ※

本届出書作成者の署名/作成年月日

法務 太郎

2021年 4月 1日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。

本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

支援実施状況に係る届出書

記載上の留意点

該当番号	留意事項
★ 1	<p><u>特定技能所属機関が1号特定技能外国人の支援を実施した場合（1号特定技能外国人支援計画の一部を委託している場合も含む。）は、「支援実施状況に係る届出書（参考様式第3-7号）」を提出してください。</u></p> <p>なお、1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合、委託を受けた登録支援機関が「支援実施状況に係る届出書（参考様式第4-3号）」を提出することになりますので、特定技能所属機関は「支援実施状況に係る届出書（参考様式第3-7号）」の提出は不要です。</p>
★ 2	<p>法人の場合は、登記上の本店所在地を記載してください。個人事業主の場合は、事業主の住民票上の住所を記載してください。</p>
★ 3	<p><u>届出の対象期間において受け入れていた1号特定技能外国人について、氏名等を記載した「1号特定技能外国人支援対象者名簿（参考様式3-7（別紙）」を添付してください。</u>なお、受入れに関する届出と同時に届出を行う場合は、「氏名」欄に「受入れ状況に係る届出書に記載のとおり」と記載した上、別紙の名簿の添付は省略して差し支えありません。</p>
★ 4	<p>1号特定技能外国人支援計画書において当該四半期中に実施することとなっていた支援について、<u>「全て実施した」又は「実施していない支援がある」のいずれか</u>から選択してください。</p> <p>届出の対象機関より前に実施した支援（例：来日の際の空港までの出迎え）や当該四半期において実施する予定がない支援（例：帰国の際の空港までの送迎）については、報告の対象ではありません。</p> <p>また、「相談・苦情への対応」支援について対象期間内に相談や苦情が寄せられなかった場合、「非自発的離職時の転職支援」について対象期間内に非自発的離職が発生しなかった場合は、「全て実施した」としてください。</p>
★ 5	<p><u>特定技能所属機関の役職員であって、届出書の作成に際し責任を負う方について記載してください。</u></p>
★ 6	<p><u>特定技能所属機関の役職員であって、実際に届出書を作成した方が署名をしてください</u>（印字のみ又は社判の押印のみは不可です。）。</p> <p>なお、この届出書は、特定技能所属機関の役職員の方が作成し署名する必要があります（届出書の作成を行政書士又は弁護士以外の方に依頼することは、行政書士法又は弁護士法に違反し、認められません。）。登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託している場合であっても、登録支援機関（行政書士又は弁護士の方を除く。）が作成することは認められません。</p>